

指定講習会

<p>ねらい</p>	<p>児童相談所における児童福祉司として業務を遂行していくにあたり必要な知識、技能等を習得し、特別区における児童家庭福祉行政を担う職員の専門性の向上を図るため、児童福祉法等関係法令に基づき実施する。 研修内容到達目標及びカリキュラム等については、厚生労働省が示す基準に基づく。</p>															
<p>申込条件</p>	<p>(1) 児童福祉法第13条第3項第8号、児童福祉法施行規則第6条第7号、同条第8号、同条第9号、同条第10号、同条第11号、同条第14号において定める者（下記のとおり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保健師で<u>指定施設（※）</u>において1年以上相談援助業務に従事した者 ② 助産師で<u>指定施設（※）</u>において1年以上相談援助業務に従事した者 ③ 看護師で<u>指定施設（※）</u>において2年以上相談援助業務に従事した者 ④ 保育士（特区法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある児童相談所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）で<u>指定施設（※）</u>において2年以上相談援助業務に従事した者 ⑤ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する普通免許状を有する者であつて、<u>指定施設（※）</u>において1年以上（同法に規定する二種免許状を有する者にあつては2年以上）相談援助業務に従事した者 ⑥ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員で<u>指定施設（※）</u>において2年以上相談援助業務に従事した者 <p>(2) 子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員</p> <p style="text-align: center;">※<u>指定施設</u>…児童福祉法施行規則第5条の3及び平成29年3月31日付雇児発0331第43号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知参照</p> <p style="text-align: right;">【需要数158名（任用前講習会との合計）】</p>															
<p>日数</p>	<p>5日間必須、1日間任意（合計6日間）</p>															
<p>研修内容</p>	<p>厚生労働省が示す基準に基づく。</p>															
<p>日程 研修ID 通知期限</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">日程</th> <th style="width: 20%;">研修ID</th> <th style="width: 30%;">通知期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>5月上～下旬</td> <td>2490201</td> <td>4月上旬</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>12月上～下旬</td> <td>2490202</td> <td>10月下旬</td> </tr> </tbody> </table>					日程	研修ID	通知期限	第1回	5月上～下旬	2490201	4月上旬	第2回	12月上～下旬	2490202	10月下旬
	日程	研修ID	通知期限													
第1回	5月上～下旬	2490201	4月上旬													
第2回	12月上～下旬	2490202	10月下旬													